

第4回総務省・財務省合同政策会議の概要

日 時：平成21年12月9日（水）16:00～17:55

場 所：衆議院第2議員会館 第1会議室

出席者：原口総務大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、峰崎財務副大臣、野田財務副大臣、小川総務大臣政務官、古本財務大臣政務官ほか

議 題 ・平成22年度税制改正について

・その他

○古本財務大臣政務官

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。原口総務大臣は、到着次第ごあいさつを頂戴したいと思います。総務省・財務省合同政策会議を開催いたします。今日も税制に関する集中討議ということで、閉会中ではありますけれども、ご案内をさせていただきました。諸先生方には、万障お繰り合わせていただきまして、まことに恐縮に存じます。

本日は、前回に引き続きまして平成22年度の税制改正につきまして議論をしてまいりたいと思います。お手元に資料もお配りいたしてございます。これまで、21回に及ぶ税制調査会を開催してまいりましたが、それぞれ、色々な場面で、諸先生方からはご意見をいただいておりますが、今日も、そういった場にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に、財務副大臣の峰崎の方からごあいさつを申し上げます。

○峰崎財務副大臣

どうも、ご苦労さまでございます。

今日で、確か4回目になりますか、総務・財務の政策会議でございます。もっと言えば税調総会と、税調の総会を開いているんだということなのですが、やはり、国会が終わったせいでしょうか、参加されている方がやや少ないように、自分でも思うわけでありまして。国の形、税制というのは本当に重要な分野でありますので、何とか多くの方に出席をしていただいて、来年度税制改正案、あるいは予算案、しっかり議論していただいて、法案を通していただくためにも、本当に活発なご意見を。今日も、結論を生む場ではありませんが、ぜひ、いろいろな角度から忌憚のないご意見をいただければなと思っております。

○古本財務大臣政務官

では、引き続きまして、総務副大臣の渡辺副大臣からお願いします。

○渡辺総務副大臣

お疲れさまでございます。今、税制調査会を連日開催していることは、皆さん方ご承知のことと思います。いよいよ結論を出す、結果を出す日が迫ってまいります。もう、大変に、我々も、連日議論をしているわけでありましてけれども、この政策会議の場で、ぜひとも、前にも申し上げましたけれども、有権者に最も近いところで日常活動をしていらっしゃる皆様方から、やはり民主党に期待をした方々の有権者の声を、ぜひ、この場でお聞かせをいただきたいと思います。

ややもしますと、連日、税制調査会の会合で、私ども総務と財務の副大臣、政務官、そしてさらに各省の副大臣の皆さんといると、連日同じメンツが、どうしてもなかなか、新しい意見というよりも、連日の議論の延長になってしまうものですから、そこは我々も、ややもしますと、ちょっと勘違いをしてしまうというか、民意とどこか離れてしまうところもありはしないだろうか、いつも常に自戒を込めて、自制をしながら議論をしているつもりでおりますが、ぜひ、皆様方から、この場でたくさんのご意見をいただけますようお願いを申し上げたいと思います。

本日は、限られた時間でございますが、活発な議論をよろしく願いいたします。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

それでは、今回は暫定税率、そして環境税関連、あるいはたばこ税ということで、少し絞って投げかけをさせていただきましたけれども、今日は特に、そういう課題設定もございませんので、どこからでも結構でございます。どうぞ、挙手の上ご発言をいただき、また、ご指導をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

すいません、峰崎先生の情勢報告を忘れておりました。よろしく申し上げます。

○峰崎財務副大臣

お手元に資料、その他を用意しております。議論の時間を多くするために、あまり多くのことを述べる必要はないと思っておりますが、お手元に資料がございますので、原口総務大臣が来られたら、その場で直ちにやめて、原口さんのごあいさつをいただいて、その後、また説明をさせていただきたいと思っております。

資料1は、この間、10月8日の第1回の税制調査会から21回の調査会が、どんな中

身で行われたのかを示しております。これ以外にも租特透明化チーム、租税特別措置の「ふるい」をつくるためのチームが10回にわたって行われておりますが、これは、原則非公開でございます。

税制調査会、いよいよ取りまとめでございますが、まず、日程について率直に、これは事実でございますので、皆さんに申し上げたいと思います。日程は、今、原口大臣が来られましたが、11日に大綱をまとめると、こういうお話でございましたけれども、これはどうしても、11日にはまとまらないということで、翌週にかかることになりました。この点はご了解をいただきたいと思います。

それでは、原口大臣が来られましたので、私の話はちょっと中断させていただきたいと思っております。

○古本財務大臣政務官

到着早々に、あいさつで恐縮です。では、総務大臣のごあいさつをお願いいたします。

○原口総務大臣

皆さんこんにちは。合同政策会議でごあいさつをさせていただき冒頭に、本当に大変なご支援と、それから政策、政権に対するご指導、心からお礼を申し上げたいと思います。

申し上げることはたった1つです。あの夏の選挙でお約束をしたこと、これを確実に国民に届けていく。これは、私たちはありとあらゆる古いしがらみを脱却して、そして政治そのもの、政策そのもの、あるいは国の形そのものを変えようとしています。しかし、しがらみはすべて脱却できても、抜けられないものがあります。それは前の政権がやったツケです。大きな財政赤字、これは私たちの制約要件です。そして無為無策のツケが経済にわたっています。何としても景気を回復して、そして国民に安心を届けると、これを最優先でやらせていただきたいと思っております。

今、総務省は、さらなる事業仕分けをやらせていただいております。今までの予算の使い方、これでいいのか、さらに切り込んでいます。一方で地域主権改革ということで、地域が大きく疲弊する、ここに対してはしっかりと手当てをして、国民に安心・安全をしっかりと実感していただく。このことを考えておるわけでございます。「アズ・ア・タックスペイヤー」と。つまり納税者として、自分はもの申すんだと。一人一人の国民にしっかりと届くような税制改正を行っていきたいと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

日ごろの感謝を込めて、皆様に一言ごあいさつをさせていただきました。

○峰崎財務副大臣

それでは、引き続いてお話ししたいと思います。

資料、その他がありますので、それらをご覧になりながらでも結構でございます。まず、たばこ税でございます。お手元に資料2がございますが、たばこ税の整理の方向について、そこに記載をさせていただいておりますが、まだ、最終的には、これは税制調査会の総会で、確定というところになっているわけではございませんが、方向感としては一致をしているということでもあります。国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために税を引き上げていく必要があると。上げ幅判断に当たっては、消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響を見きわめつつ、これを判断していく。

たばこ法制は、このたばこ事業法の扱いについても、これの改廃を含めて検討しなければいけない。その上に立って、22年度においては、その第一歩として税率の引上げを行ってはどうかということ、一応、税調では、方向感としては確認をさせていただいております。

では、上げ幅は。いつから上げるのか。この2点については、これは原口会長代行、さらには藤井会長、そして菅会長代行、これらの方々が様々な判断をしながら、しかも党の側からは、私ども聞いている限りは、15日に、これらの要望項目について、あるいは重要な項目についての要請が来ると聞いておりますので、その段階などの判断もあって、これを決めていくということになるわけでございます。たばこ税については、中身の資料その他、膨大でありますので、あと、地方税の関係は、後で渡辺副大臣の方からご説明いただきたいと思っております。

次に、個人所得課税のところでございます。個人所得課税も資料がたくさんございますが、実は、子ども手当の創設との関係性ということが全くないわけではありませんが、私たちは、所得税のあり方については、所得控除から税額控除、税額控除から手当・給付へと、こういう大きな流れで整理をしようではないか。これは税率構造を、いわゆる税率を上げていく。高額所得者には、今、国税で40%が最高です。地方税を入れても50%、これを上げていったらどうだという意見も有力な意見としてあるわけでありましてけれども、むしろ、いわゆる課税ベースを広げて、そして所得控除を税額控除に広げていくと。そのことによって高額所得者の累進性が、より効いてくると。この方が、私たちとしてはいいのではないかという、これは民主党の考え方に則って、まず扶養控除、それから配偶者控除ということを書かせていただいたわけでございます。扶養控除の中では、例えば特定扶養控除。16歳から22歳までの、高校生、大学生の場合は38万円ではな

くて、より高くなっております。63万円だったと思いますが、それは廃止をしないという
ことを、マニフェスト上は記載していたわけでございます。

この中で、15歳までの方々については、子ども手当、月額1万3,000円。来年からは
そうありますが、翌年は2万6,000円と、倍額になっていくわけですが、これ
については、扶養控除を廃止するということについての合意は得られているわけであり
ます。

問題は23歳から69歳まで。資料の7ページ目をご覧になっていただきたいわけであ
りますが、23歳から69歳までの間に、納税者のベースで実に310万人。実際に扶養
されている数でいきますと、520万人という方々が、この成年扶養控除と申し上げてい
いのでしょうか、23歳から69歳までおられる。その中で、これはどうしても、やはり、
引き続き、障害を持っておられる方とか、あるいは介護を受けている方とか、難病や、交
通事故で長期入院されている方々など、十分救わなきゃいけない。この方々は引き続き、
これは税額控除の形で救っていかうのではないかとされる方は、50万人+ α と書いてお
りますが、50万人程度。

そして、今まで税金を全く納めていなかった人にもかかってはまずいだろうということ
で、これは、38万円がどんとなくなりますので、引き続き税額ゼロにしましょうという
方が、一番下の方の左のブルーのところでございます。それから、少し激変を緩和しまし
ようということで、皆さん7ページをあけておられますが、その上に6ページというの
があると思います。6ページで、ブルーのところは「非納税維持」ということございま
す。それから、ピンクのところは「負担調整」と書いてありますが、この負担調整というの
が、下の方で言いますと、やや土色になっているところの40万分というところございま
して、ここは、いきなり2万円ぼーんと上がるのではなくて、徐々に上げていまいし
ようという形で、今、適用を少し増やそうということで、おおよそ、年収283万円まではか
からないようにしていこうではないかと。

ただ、問題は、283万円以降の白い部分のところに、実に多くの方々、190万人の
方々が残っておられるわけですし、この方々の中には、我々がよくわからない。本当に救
わなければいけない方もおられるのではないだろうかということに対する対応で、やはり、
この成年扶養控除についてはやるべきではないのではないかとという有力な意見もございま
す。私たちは、何とかここを救う方法を考えながら、この点については、扶養控除は約束
どおり廃止をしていくという方向でどうだろうと、この2つが、今、かなり議論をしてい

る最中でありまして、これはまだ、方向感として、最終的に定まっていないうことだけは申し上げておきたいと思ひます。この地方税も大変重要ですが、地方税は後で渡辺副大臣の方から提起していただきたく思ひます。

それから暫定税率のところでありまして。この暫定税率の廃止、エネルギー課税でありまして、私たち民主党の、ある意味では約束をしてきたこと。マニフェストの一丁目一番地として暫定税率は廃止をいたします。これは、道路特定財源が一般財源になったときから、やはりもう、暫定税率という表現そのもの自身が意味を失っているわけでありまして、法律上は残っておるわけでありまして。税調の一般的にとらえ方として、暫定税率は廃止ということについては、ほぼ認識を一致しているわけでありまして。問題は、その暫定税率を、環境税への振り替えを、新しい問題提起として出されている方。これは環境省を中心にして提起がされてきているわけでありまして。

環境税について、これは時期尚早、将来的には地球温暖化対策税という名前でマニフェストにも書かれているのだから、当然それは将来、この地球温暖化対策税をつくるべきではないという方は、残念ながら1人もおられません。みんな、これは作るべきだと。ただし、その制度設計を含めて慎重に判断をしていかないと、拙速に作ってしまうと、かつての細川内閣のときの、腰だめの国民福祉税と同じ問題を起こしてしまうのではないかと、この指摘がございまして、この点については両論が、実はまだいろいろな形で議論があるところだというのが、税制調査会における議論でありまして。

当然のことながら、この課題は環境省、あるいは経済産業省、こういったところとも非常に、産業界あるいは環境政策、こういったものは大変大きな、ある意味ではこの税にかかわる省庁でありまして、菅大臣、それから原口大臣、そして私どもの会長でありますところの藤井会長、この3大臣プラス2大臣、5大臣のところでは現在議論が進められております。これらについての議論も、今日も皆さん、いろいろな議論を出していただいて結構でありまして。それらの、皆さん方の議論の方向性、これをしっかりと、5人の大臣に、私たちは反映をさせていけるよう、努力をしていきたいと思っているところでありまして。あと、環境省が要望している地球温暖化対策税の案とか、総務省のやつは、もし、必要があれば後でご覧になっていただきたいと思ひます。

最後に、市民公益税制というのがございまして。これも資料を見ていただければと思ひわけでありまして。これは、私たち税調の中でも、新しい公益、すなわち、俗によく言うところのガバメントソリューション、あるいはマーケットソリューション、それに加えて、

地域における「公益」というものを、市民がしっかり担っていけるような、そういう形で物事を解決するようなことが必要なのではないかという議論が展開をされてまいりました。そこでこの問題については、市民公益のPTを、税調、来年以降に設置をして、これらの問題について整理をすることになりました。その中で、ただし、今年の税制改正の中で何もしなかったのかということではございませんで、これはかなり多くの整理をさせていただいているわけでございます。それは、市民公益税制でいいますと、NPOの方々が、認定NPO法人になるためにものすごい資料を用意しなければいけない。これを簡素化してくれということで、これを簡素化する、手続面の簡素化をするということについての方向性で一致をいたしました。

さらに寄附金を、今まで5,000円以下は控除の対象にならなかったのを、2,000円まで、いわゆる控除の枠を拡大していこうではないかということに、今、方向性として固まりつつあるわけでございます。そういった点で、少し進展が見られたということについては、ぜひ、皆さん方にお話を申し上げていいのではないだろうかと思っているところでございます。

最後に法人税についてでございますが、この点については、中小企業の法人税率の引き下げ、18%から11%へ。これはいろいろ議論いたしました。先日は、わざわざ企画委員会に増子副大臣もお見えになって、引下げの必要性ということを訴えられましたし、いわゆる1人オーナー課税の法人税、所得税にかかわる問題についてもご指摘がございました。これらについてもいろいろ議論をいたしまして、昨日の段階で、今日は新聞、いろいろ活字が踊っているわけでありましてけれども、方向性としては、財源というものが、早急に確保することによって、早急に実現できる条件が望ましいと。これはやはり、その財源ができる条件を確保して、来年度には実現できるように、これからも努力をしていこうという方向に、今のところ出てきております。

この点については、さまざまな、今日、お見えの方々の中にも、例のオーナー課税の問題については、これはマニフェストで、しかも我々は法案を参議院にまで出したじゃないかと、それを実現しないとは何事だということで、随分お叱りをいただいているところでございますので、今日もまた、議論の提起をさせていただいて結構でございますので、また、ご意見をお聞かせいただければなと思っていますところでございます。

少し長くなりましたけれども、主として、国税のほうから見た、大きな論点と思われるポイントだけに絞らせていただきました。もちろんこれ以外にも、まだまだたくさんある

と思いますので、私の指摘したこと以外にも、ぜひ、いろいろな意見を出していただければと思っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○・・・議員

今、来年度実現と言われたのは、来年度税制ではなくて……。

○峰崎財務副大臣

来年の税制改正には、ちょっと間に合わないということでございまして、という雰囲気というか、方向感覚としてはそういう状況が非常に強いということだけ申し上げておきたいと思います。

○渡辺総務副大臣

それでは、地方税に関する部分につきまして、手短にご説明をしたいと思います。

たばこ税につきましては、ご存じのとおり、国税と地方税の配分は全く同額でございます。300円のたばこの場合であれば6割が税金でございまして、そのうち、地方税、国税の部分については1対1になっておりますから、これは税率を上げるにしても、この配分は1対1で堅持をしようということで、地方税という立場からは訴えております。

また、今個人所得課税の話がございました。当然、国税である所得税の扶養控除、年少部分についてなくすとなれば、これは税体系上、住民税もなくすということでございまして、この点については、方向性は一致をしているところでございます。

今、成年扶養控除のお話がございました。ここで資料に目を通していただきたいのですが、これは当然、国税、地方税両方に関係するところですが、3ページに、扶養控除（成年）23歳から69歳までの世帯に対し、廃止についての考え方ということで、いろいろございます。その際には、ここの、その辺についてぜひお目通しをいただきたいと思うんです。その前の1ページに、取りまとめに向けてのところ、上から4行目、「成年のうち障害等の特別な人的事情を有する者（就労困難な者）を控除対象とする、新たな控除を創設することとしてはどうか」というようなアイデアがございます。

また、8ページを見ていただきたいのですが、障害等をお持ちの方を対象にした、そうした方を扶養する場合、考慮した新たな控除を新設すると、こういう数字になりますよということでございます。これは8ページ。

問題は9ページでございます。9ページの中でご意見をいただきたいのですが、先ほどありました白の部分ですね。例えば派遣で切られて職を探している方等々、お仕事の無い

方々が、扶養家族となって、控除を今受けている人たちの、その世帯の給与収入が、例えば240万円から、実は負担が発生をいたします。給与所得が240万円の方は、国税、地方税をあわせて3万9,000円の増税になると。そこから下の茶色いところを見ていただければわかりますが、4万5,000円、5万1,000円、5万2,000円という、この層の方々にこれだけの負担を求めることが、果たしてこれが、我々としてできるかどうか、これを皆さんに議論いただきたいと思います。当然のことですけれども、控除から手当へという私たちの1つの大方針がありますが、しかし、手当がないゾーンの人たちに対して負担だけが増えるということが、今の経済環境、そして雇用環境の中で、果たしてこれが認められるかどうかと、これはぜひ、皆様方のご意見をいただきたいと思います。実はこれが、今、この控除をめぐる意見が一致していない、個人所得課税の一番のポイントになっているところでございます。

それから暫定税率廃止につきましては、とにかく地方税収の補てんというものを、我々としては最大限に考えなければなりません。代替財源なき暫定税率の廃止はやっていただかない方がいいという、地方団体からのたくさんの陳情を、今受けているところでございます。

また、地方環境税。これは自動車税と自動車重量税を基礎にした環境自動車税というのを作ったらどうかということは、原口大臣のアイデアとして訴えていますけれども、なかなか、国の地球環境、温暖化対策税、それと地方の環境税、この中で、我々地方としても、地方の財源をこれから確保すべく、検討していきたいと考えております。

市民公益税制につきましては、都道府県又は市町村が、条例によって指定した寄附金を組み入ると。控除対象とするという制度を創設しまして、そしてその中にはふるさと納税制度も対象になるということも、私どもとして、今議論をしているところでございます。

以上、かいつまんで、総務省側としての立場でご発言をさせていただきました。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございました。

では、大変お待たせいたしました。

○・・・議員

暫定税率廃止ということは、マニフェストで唱えて、しかしそれを実行すると地方がもたないというような話があるわけですが、民主党は非常に生まじめな政党で、何か約束をしますと、すぐそれを、直ちに実行しないといけないと言ったって、政権をとって、

いろいろ考えると、直ちに実行したらあっちにマイナスが出るということはあるわけですから、実施する方向に向かって努力していたって、ものによっては、うそつきじゃないかとか、言われないうなものもあると思うんです。今、石油なんか別に、ガソリンの値段は下がっていますから、昔、値段が高いときに、あれはひどいと言われた暫定税率なんて、必ずしも今、全部廃止し、ないほうがいいに決まっていますけれども、他にこれを、こういうことに使う道があるといったら、別にそれほど、国民がけしからんと言って怒ると思えないのですが、かといって、どうしても廃止したいというのであれば、名前を廃止すればいいのであって、暫定税率を廃止して、そして基本税率を上げればいいだけであって、それで、全部上げたら約束違反ですから、基本税率を少し上げて、暫定税率という名前を廃止すれば、そうでしょ？ もらう方だってお金が若干入るし、それから総務省もぶーぶー言わないわけでしょ。こういう、足して2で割るという方法があるんですけども、そういうことも少し考えて、それで、つまらない環境税とか何とかという、新税なんかね、今議論するのはいいけれども、来年参議院選挙があるときに、こんな新税を設けて、わざわざ負担を、こっちを減らしたらこっちですなんて、そんなことを考えるのはとても政治家の判断とは思えないので、そういうことをまとめて考えていただきたいと思います。

○・・・議員

たばこ税のことで質問します。

こちらのたばこ税に関しましては、民主党の政策インデックスに載っていますけれども、国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであるとあります。とある以上、私は、今日、例えばこういう会議におきまして、たばこの値段が上がれば、どれだけ税金があるとか、そういう予測はいいと思うんですけども、具体的に言いましたら、たばこを吸わない人が増えることによって、例えばどれだけ医療費で浮いてくるとか、あるいは、今までたばこを吸っていた方々のいろいろな施設、今、公共交通機関でも減っていますし、ごみの問題も含めて、そういったコストも計算した表があれば、より戦略的であると思うので、なかなかそのデータ、特に前者の医療とかに関する問題、やはり何といても、がんのリスクファクターの最たるものですから、そういったことも踏まえて言ったほうが、より議論になるし、国民にわかりやすいと思うんですけども、よろしくお願いします。

○古本財務大臣政務官

どうぞ。

○・・・議員

今、ご説明いただいたところと少し違う点ではありますが、過日、補正予算の内容が出されまして、今度、いわゆる緊急経済対策としての税制措置というところを考えなければいけないのではないかと。例えば補正予算の中に、住宅に関するエコポイントというところが入っていましたけれども、いわゆる財政出動圧力というところを高めるにおいて、国民の同意を得られにくいものに関しては、例えば控除であるとか、減税であるとか、こういったところも考えていかないと、この緊急経済対策の中身としては、必要になってくる部分は多いのではないかと。そういった議論というものも、この税制の中で話し合うという認識でいいのかという点と、それでいいということを前提にした場合には、特にエコカー、エコポイント等というところは、今後、同じことを続けたとしても需要の先食いになっている部分があると思いますので、今度はやはり、住宅のところに関して需要を喚起するという側面からすれば、住宅ローンの減税措置等々というところは、具体的に考えるべきではないかと思っておりますので、ご見解をお伺いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

我々は本当に、国民に向かって約束をしたことを、かなり厳密に考えながら論議しているなという感じはいたします。ただ、今私ども、これは先ほど申し上げましたように、かなり税調の議論と、それから5人の大臣のところの議論と並行して進んでおりますので、そういった意見もあったことを含めて、また、上の方にも話をしておきたいと思いますが、おっしゃったように、名称を変えるのは、先ほども申し上げたように、これは当然のことでございますが、本則をいきなり、24円30銭を、どのぐらい上げるか、元に戻すか、そういうことも自身もなかなかやはり、これまた国民の皆さん方がどうとらえるかといったようなことも、少し考えなければいけないかなと思っておりますのでございます。

確かに環境税というのは、新税は悪税なりということで、なかなか理解されないことがあると思うのですが、これは鳩山総理大臣が、2020年度までに25%のCO₂を削減するという、大変大胆な、国際的にも大きな公約をされておまして、これをどう実現していくのかというときに、排出権取引の問題や、環境税の問題というのは1つのツールとして、やはり考えていかなければいけないと、こういう観点から、今、私たちが議論しているところでございます。ぜひ、これらの、今のような意見も含めて整理をしていきたいなと思っております。

それから、たばこ税で、要するに、たばこをやめたことによって、肺がんの確率は減ってくるだろうと。しかし、それがどの程度医療費の削減効果になるのかというようなこと

について、どの程度のデータがあるのか私もわかりませんが、他の病気、長生きをする確率が高まるのかもしれませんが、他の病気との関係でどうなのかとか、いろいろ、複雑な問題があるようでして、もし、そういった資料をお持ち、あるいは我々も、税務当局にそういった資料があるようであれば出せという形で、これからも追及していきたいと思いますが、なかなか、肺がんはなくなるかもしれない、がんは減るかもしれないけれども、他の病気はどうなんだというような、やや難しい議論があるのかなと思ったりしております。

それからエコポイントの問題は、おっしゃるように消費の先食いになってしまうことがあると。住宅も、率直に申し上げて、私が1990年代の前半から、あの当時に住宅ローン減税というのがあって、5年間、60万円だったでしょうか、それぐらいの金額だったと思います。景気が悪くなるたびにその額が増えて、そして住宅ローン減税の規模が拡大するんです。

昨年、実は650万円ぐらいで、5,000万円以上の所得がないと買えないような方の減税が、麻生内閣の下で行われましたけれども、そういう意味でいうと、この住宅ローンの、いわゆる政策減税というのは、絶えず先食いになって、しかもそれが効かなくなって、効果が落ちてきて、また大きくするという、そういう繰り返しをやっておりまして、私は今、改めて住宅ローン減税を大幅にしていとか、そういう方向は、なかなかこれ、かえって効かなくなっているんじゃないかなと思っております。もし、また何かありましたら整理していただきたいのですが、そういう意味で、この住宅にかかわる減税というのは、この十数年間、一貫して増やし続けてきていると思っております、おそらく今、個人の所得課税の租特の中で、8,000億円ぐらいという、大変巨額の金額に達しているはずでございますので、さらにそれを政策減税で上積みするというのは、これはなかなか、財源的に見て、果たして効果があるかなという点では、少し疑問に思っております。むしろ、これからはエコロジー、つまり太陽光発電を入れるとか、あるいはバリアフリーにするとか、そういったところへシフトしていとか、あるいは100年住宅、200年住宅、そういったところに転換するというのが、1つの大きな、政策方向として大きいんだろうと思います。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございました。

たばこで若干、旧民主党の税調のたばこのPTも少し担当させていただいていたもので

すから、若干、峰崎副大臣を補足させていただきますと、おそらく、喫煙が因果関係となる疾病というのは、医学界でも相当明解になっているんだろうと思います。それから今、肺がんという具体的な疾病名がありましたけれども、これ以外にも心筋梗塞、糖尿、食道がん、いろいろあると思うんです。ですから、こういったリスクファクターが除去されることによる医療費の抑制というのは必ずあると思います。既に数字も出ております。いろいろな学説があります。

他方で、喫煙が因果関係となる失火。いわゆるそれによる火災保険の損失とか、いろいろな経済ロスを出している数字もあります。他方で、当然に今、たばこ事業を営んでおられる農家の方々、小売りの方々、流通プロセスで暮らしておられるの方々、そういう方々の機会損失のロスもあります。ですから、これはパッケージで全体の試算をきちんとしていく中で、今回どういう結論に至るかは、今副大臣からご報告申し上げたとおりでありますけれども、当然に政府一体でやらないと、片やこちらで抑制政策を打ち、片やこちらで促進政策というのはあべこべになりますので、これはきちんと、全体をとらえたご指摘で、調査分析を深めながら、最終的な絵姿に、また、やっていきたいと思っています。何分、金額のところは歯がゆくて、すぱっと申し上げられなくて申しわけございません。

○・・・議員

地球温暖化対策税についてですが、地球温暖化対策と銘打たれると、なかなか文句が言えないような風潮もあるのですけれども、そういう中であえて申し上げます。そもそも、なぜ必要なのかという部分について、もう少しご説明をいただきたいと思うんです。例えばこの対策税を徴収することによって、ガソリン等を中心とした化石燃料の使用が大幅に抑制をすることを目的とするのであるならば、この税率では、果たしてそこまでいくのかなという疑問があります。

もう一つ、かくかくしかじか、こういう地球温暖化対策をとるので、そのためだけに使う税でありますよというのならばわかるのですが、この用途としては、特にそういう特定財源とはしないということでもあります。じゃあ一体、何のために税を創設しようとするのかなという部分は、ちょっと素朴に疑問に感じるわけなのですが、そのあたり、ちょっとわかりやすくご説明をいただきたいと思います。

○・・・議員

総務副大臣にお尋ねをしたいと思うのですが、今、地方の中心市街地が大変な疲弊をしております。どこでもシャッター街という状態ですよ。これは、かつての集積のメリッ

トで、固定資産税というのは自分の努力ではなくて価値が上がるわけだから、それは公的に還元をしてもらうということで、なっているわけですが、今や準工業地帯にどかんと、一挙にアウトレットのような大きな商業施設ができて、非常に安い固定資産税で、中心市街地と3倍以上の開きがあるのではないかと思います、そこで商売をするわけですから、当然かなうわけがない。ですからここは負担の公平、要するに考え方が、集積のメリットが今までとは変わってきたんだと、一遍に新しい町ができてしまうんだということから見て、郊外の商業地域の固定資産税を上げて、中心市街地の固定資産税を下げるということを、これは地方の仕事ですけれども、これはやはり、ガイドラインとして、国として示していくべきではないかと。それから、それによってかなりの税収入、市町村は上がるはずなんです。そして一方では、それとは別に固定資産税については、取るべきところを取っていない市町村がかなりあるのではないかと。その資料をいただきたいと思っておりますけれども、市町村の基幹税たる固定資産税が、どうも公平を欠いた賦課や徴収になっているのではないかとということについて、資料をいただきたいということです。

○・・・議員

これまでも何回か発言をしてきていて、それがどういうふうを受けとめられ、それがどういうふうの結果として出ているのかというようなことが、よくわからなくて、依然として、問題点は問題点のまま残りつつ、議論が進められていて、また同じことをここで言わなければいけないのか、それとも、一度言ったことはしっかりと受けとめられているのか、その辺がよくわからないので、改めて、同じことを繰り返すわけではありませんけれども、言っておかなければいけないことは言っておかなければいけないのかなということで、だから重なる部分があるということです。

まず1つは、オーナー課税の問題でありますけれども、これについては、先ほど峰崎財務副大臣、随分言われておったので、問題点はしっかりと認識された上で、来年度税制というふうに言われたけれども、再来年度の税制改正の中で、来年度、きちんと検討するというような意味で、多分言われた。ということは今回の税制改正では先送りになるんだという、そういう意味だったのではないかなと思うのであります。

しかし、この問題について言えば、やはり導入された経緯とか、あるいは法律的な制度の仕組みとか、いろいろ問題があつて、これを1年置いておくということは、私は政権交代をした意味がなくなってしまうという、そういう問題ではないかと思うんです。そういう意味で、いろいろ、財源の問題とか、あるいは公平な課税というような視点での課題と

いうのは当然あると思いますけれども、それはそれとして、一旦、しっかりとけじめをつけた上で、しっかりとやっていくという、その方針を忘れてしまってはいけないのではないかと思いますので、やはりここはしっかりと、オーナー課税の問題については、これまで我々がしてきたことを踏まえた対応を、早急にとっていただきたい。今やらなければ、来年やるということは、逆に説明がつかなくなると、私はそういう気がいたします。

それから地球温暖化対策税とか、あるいは石油・石炭課税の強化の問題。これも前に言ったのですけれども、やはり、地球温暖化対策を全体としてどうやっていくのか。その中で、税の役割はどのくらいなのか、それ以外のものはどういう役割をどの程度占めるのか、こういう全体像が示されないと、やはり、課税されますと、当然、生活とか、あるいは企業経営、景気、あるいは雇用に与えていく影響というのは非常に大きいわけですから、突然、来年からこうしますよというふうに言われてしまったら、対応ができない場面というのも出てくるということでもありますので、ぜひそこは、多分、先ほどの説明の中では、慎重に検討していくべきだというような声が強かったような説明でありますから、十分に考えていただいているんだろうと思いますので、ぜひそこは、そういった視点を忘れないでいただきたい。

さらに言えば、先ほどの質問にもありましたように、いろいろな影響が生じるところについては、CO₂の削減につながるような措置をとることに伴う負担に対して、きちんと税収を使っていくというような使途の問題についても、あわせて考えていっていただかなければいけないのではないかと思います。

それから、意見を求められた部分として、所得控除の廃止の問題なのですけれども、これも前から少し言っていたのですけれども、私たちの考え方は、所得控除、税額控除プラス手当方式に変えていくんだという基本があったと思うんです。私は、その基本というのは、何も年齢によって違ってくるというのではなくて、やはりすべて、所得控除を税額控除に変えていくということを基本にしていくというのが、本来あるべき姿ではないだろうか、そして、それに伴って、増税になる人たちもいるわけでありますけれども、本当に必要な政策、例えば福祉政策とか、あるいは雇用政策というのは、この税の世界でけりをつけるというのではなくて、やはり歳出面でしっかりと、どう対応するのかということとあわせて説明をしていくということが必要ではないかと思うんです。そういう意味では基本に戻っていただいて、所得控除ではなくて、税額控除プラス手当というのを、我々の税制の基本にするんだということをしっかりと押さえていただく必要があるのではないか

と思うんです。

実は私、税額控除の話を検討するとき、当時の当局に、「所得控除を税額控除に変えた場合、どれだけ税収に影響が生じてくるのかというのを出してくれ」と言ったら、「そんなの計算できません」と言われたんです。逆に、私たちが、この問題についてしっかりと答えていかなければいけない。つまり、所得控除の今までの方式でやった場合と税額控除をやった場合は、税収にどれだけ影響が生じるのかということ、国民の皆さんにちゃんと示さなければ、私はちゃんとした説得することはできないんじゃないかという気がするんです。そういう意味では、税収の増減を示していただきたいというふうに思います。

たくさんあるので、それぐらいにしておきます。

○・・・議員

環境税をもし導入するのであれば、制度設計を議論に耐えられる制度設計にさせていただきたいというふうに思っております。

今言われているのは、環境税を導入すれば、CO₂の発生を抑えるためだということがまことしやかに言われております。本当にそうなのかというところを、ちゃんと調べていただきたいと思います。イメージだとか、環境税を導入したい人、もしくは暫定税率を下げたくない学者は、あたかもそれを言っておりますが、日本のここ10年ぐらいのガソリンが100円から180円、もしくは最高200円までいきましたが、その中で、ガソリン価格と消費量の関係を説明できるデータは全くありません。

なぜないのかということでは、自動車を使っている人は、燃料代が高くなったんだから、他に乗りかえようよというような選択肢を持たない人がほとんどだからです。ですから、高くなっても相変わらず自動車を使わないと生活ができないということの現実を、ぜひ見ていただきたいというふうに思いますし、要するにガソリン価格が高くてもいいというのは、別にCO₂の発生を抑えるということじゃなくて、生活で使っている人の生活経費を高い水準に置くんだというところを、ぜひ理解をしていただきたいと思います。もし本当にガソリン価格を高くすることによってCO₂の発生が抑えられる、もしくは逆の、ガソリン価格を低くすればCO₂の発生が増えるんだというデータがあるのであれば、本当に出してもらいたいと。私の知る限り、そういうデータはありません。

ぜひ、この点はしっかり頭に置きながら議論をしていただきたいというふうに思います。

○峰崎財務副大臣

最初に、関連しているんですが、私が一緒にこの環境税の議論をしたときに、ちょっと

調べたことがあるんです。たしかCO₂をトン当たり3,000円で見ると、そのときの値段でガソリンが2円から3円だったと思います。2000年のですから、今から約10年ぐらい前なんですか。ですから、それで本当に影響あるのかと。その実は2円、3円のガソリンは、石炭に転換すると、ものすごいまた上がってくるんです、CO₂の排出量で。

そういう意味で、排出量に応じた課税、つまり、課税ベース、課税客体を何に置くかと。CO₂だと。CO₂を本当に削減して自動車を使わないようにするとかガソリン税に影響あるようにするんだと、私の記憶では、トン当たり1万円か2万円ぐらいにしないと、要するに何十円と上げないと、そのときにならなかったように思います。

ただ、今、もうその当時の石油価格、ガソリン価格に比べたら、今、売買価格で100円超えていますよね。だから、この価格というものが上がっても使わなきゃいけないという人たちにとってみると、それは買わざるを得ない必要経費になってくるということだろうと。ただ、これが中長期的にどんな、つまり一時的な問題じゃなくて、中長期的にこれが上がっていくということがはっきりした場合には、それに対して経済行動を多分変えてくるんだろうと思うんです。

ですから、私は、このいわゆる地球温暖化対策税というのは、どの制度設計を組むかというのは本当に重要だと思っているんです。これはきちっと説明できるようなものにしなければいけない。ただ、世界の国々が、この地球温暖化対策税、あるいは炭素税と言われているものを使っているところを見ると、これは一般税でとったりするし、あるいは社会保障の給付にかえたりドイツなんかやっていますし、場合によっては、イギリスがそうだったと思いますが、排出権取引を応じた企業にはこれを減免するとか、環境に非常に進んだ取り組みを進んでいるところは、この減税措置、租特です。こういう形での交渉材料に使うと。

そういう意味で、私は、一般財源にするか特定財源にするかということは別にして、そういう総合的な環境政策をしっかりと持った上で、やはり地球温暖化対策税というのをみんな意思統一する必要があるんじゃないかなと。排出権取引等の関係をどうするんだとか、いろんなことがあると思うんです。

ですから、それをきちんと出してもらいたいなと思っておるんですが、今の環境省案がそれに耐え得るのかどうか、資料ございますのでご覧になっていただきたいと思うんですが、なかなかそこら辺がまだ、率直に申し上げて、もし環境省案に対して支持される方がおられれば出していただきたいんですが、そういう考え方を持っているということです。

それと同時に、こういう価格が上がってくると、当然代替効果というか、ほかの電力で自動車をつくろうとか、あるいは水素で電気自動車とか燃料電池とか、いろんなものへ波及していくわけです。だから、そういう意味で、価格が上がるということは、他の代替の交通手段、あるいは交通技術革新、こういったものを、必要があれば波及させていく効果はあるのではないかなというふうに思っておりますので、それは決して環境税という言い方ではありませんけども規制もそうですよね。規制が入ったことによって困ったなと思うけれども、それを乗り越えて、アメリカのマスキー法だったのでしょうか。それを乗り越えたのが、例えばホンダの車なんかそうだったじゃないですか。そういうものが私は非常に効果としてあるんじゃないかというふうに思っております。

これは、そういう意味で地球温暖化対策税の設計はどのような形になるかわかりませんが、しっかりとした制度設計があるなというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

オーナー課税の問題ですが、私たちはマニフェストに書き法案も出しましたから、これは方向としては一致しているんですけども、そのときに、所得税の中に、私たちが控除を受けている給与所得控除のあり方を1回議論してみる必要があるのかなというふうに思っております。

ですから、オーナー課税の問題は、財源の問題が大変だからとか、あるいは800万円ぐらいしかいわゆる所得がないんじゃないかと思っていたのが、平均で2,000万、赤字企業でも2,000万あるというようなデータが出て、これは本当かいなということで、実は未だに、私自身もやまゆにつばをつけているところもあったんですが、先日持ってこられたやつを見ると、パチンコ業をやっておられる方が3,000万円の収入があるというようなことを見て、なるほどな、これはそういう人もおられるのかなと思ったんですが、そのことは別にして、つまり法人税における控除と、それが所得になって、所得の中における給与控除が使われるという、この二重のところ、一体どういうものがあるのかということで、まさに給与所得控除のあり方が一体何なのかというところの議論もある程度しておかないと、そこはサラリーマンとの関係の不均衡みたいなものがいろいろ出てくる可能性があるなど。

ある意味では、論点が、これは私と古本政務官が、そういう議論をまた少し展開したらいいじゃないかと思っているわけですけども、いずれにせよ、そういった論点を我々の納得できるようなものにして、来年度からは少なくとも実現できるように努力をしていこ

うじゃないかということで、実は今、議論している最中でございます。まだ、もちろん大綱が決まったわけではありませんけれども、方向性としてはそういう方向感かなというふうに思ったりはしているところでございます。

それから所得控除。所得控除から税額控除へ、そして税額控除から給付へと。この給付は、私たちが考えておかなきゃいかんのは、現金で給付をされる場合もあるし、現物で、サービスを充実するために行う場合があると。この2つを、我々が控除から給付へというふうに転換するときには、必ずこれは現金で給付をされるというふうに転換するんだということではないんだということだけは、私も同じ原点に立っているつもりなんです。

ただ、今回は、成年扶養控除、つまり23歳から69歳までの議論のときには、子ども手当を出しているゼロ歳から15歳までは、手当でいわゆる補てんされるから、それはいいかと。しかし、23歳から69歳は手当が出ないんだよと。そういうところに給付を減らすというのは、何ぼ何でもわかりにくいねというのがあり、じゃ、少しサービス、すなわち職業訓練だとか、あるいは雇用保険が切れてすぐ生活保護の間に10万円の補助をしながらやらせる方法を考えようじゃないかとか、そういうものを一方でやりながら、そっちらのほうに必要な財源を転換しているんですよというようなことが説明できるところまで、まだなかなか十分説得力を持ってサービス給付がうまくいっていないというようなこともあって、今、非常にそこが苦慮しているところであると。

それで、実は税収は、所得控除からいわゆる税額控除に転換するとどのぐらい変わるんですかというときに、5%の最低税率で計算するのか10%にするのか、いわゆる38万円を1万9,000円の税額控除にするのか、3万8,000円で税額控除を打つのか。大体、所得税の世界でいくと平均が12%ぐらいですね。つまり、4万円ぐらいなんです。38万円の所得控除があるときに、1割だったら3万8,000円ですけども、どうも計算してみると、4万円ぐらいの控除だったらとんとんなんです。3万8,000円だったら、つまり10%の税率で税額控除を作ったら、やや税収が増えると。1万9,000円の5%の税率控除で最底辺を押さえると、かなり増収になると。こういうような大体推計結果というのが、私どもがつかんでいる限りではそういうふうになる。

○・・・議員

全体的なことを伺いたいんですが、厚生労働副大臣の長浜さんのほうからも、この税調のほうでご指摘があったと思うんですが、例えば所得控除のところを廃止すると、扶養控除等を廃止すると、それは社会保障の保険料等、いろんなものにはね返ってくると。そし

て、さっきの長浜さんの説明資料を見ても書いてないんですが、プラス、いわゆる協会健保等の財政が大変厳しい状況になっておりまして、このまま財政措置を相当講じないと、来年度は保険料の引上げもやむなしというような状況なんです。そうすると、保険料であっても、あるいは税であっても、国民の負担に変わりません。つまり、お財布は1つですから。全体的に増税なんだ、負担増なんだということがメッセージとして、あるいは実際そうならない人も大多数いたとしても、ある程度の方たちにそういうふうな状況が起きたときに、これは一方で、昨日、緊急の雇用対策やら経済対策をやっている一方で、100年に1度と言われる経済危機の状況に変わりはないわけですから。

一方でアクセルを踏みながら一方で急ブレーキをかけているという、非常にアンバランスな状況で、控除の廃止が、地方税、それから地方のさまざまな保険料とか、そういうものにすべて影響してくるわけですので、ここはやはり、法人税の収入等が急激に落ち込む中で、ものすごい財政の状況だということはよくわかった上で申し上げているんですが、この経済の状況を何とかするのがまず最優先ですから、間違っても増税だというふうなメッセージにならないように、相当慎重にやっていただきたい。これは全体的に、税調だけじゃなくて保険料も含めてということで、ぜひお願いしたいと思います。

○・・・議員

先ほども、こうしたことで議論しているのがどれだけ生かされているのかという話がありました。税調もそうですけど、それから予算もそうなんですけど、こんなままでいくと反乱が起きますよ。皆さん、ちゃんとしっかり受けとめてやってもらわないと困ると思うんです。

それで、私は全体的なことと平成22年度分のことについて申し上げたいと思いますが、全体的なことを申し上げれば、皆さんが21回も骨折ってやってなかなか方向性が出てこない。これは税制改正についての基本的な考え方が足りないからですよ。

前々から私、言っているように、レーガンから始まった不公平税制を改める、国民の生活が第一の税制に改めるということが政権交代した意味なんです。ところが、レーガン税制から一歩も離れてないじゃないですか。これじゃ、政権が変わったって全く変わりませんよ、基本的にですよ。そういったことでは、やっぱり大企業、高額所得者優遇の税制なんです。ですから、過ぎたるは及ばざるが如しということわざがあるように、あまりにも大企業や大金持ちを優遇し過ぎですから、これをちゃんと戻すと。それが大事なことで、先日も申し上げましたけれども、「不公平税制をただす会」という税理士の皆さんの集

まがあります。この人たちが試算をしてみたら、不公平税制をただしたら、何と21兆円も、国と地方合わせてお金が入るといふんです、税金が。

景気が悪いから、いきなりそんなことはできませんけれども、しっかり来年度、私は本格的な税制改正は23年度に向けてやればよいと思っています。ですから、来年度は、それこそ厳しい経済環境に対応するような税制改正を基本的にはして、23年度にしっかりとした不公平税制をただすような、皆さんにも税調の専門委員会に入ってもらって、そうした中でしっかりとした議論をして、本当に国民の皆さんが喜んでいただけるような税制に改めるべきだと思っております。

今年度の予算に限っていえば、平成22年度税制に限っていえば、税収が大変減ると。減った分は、財務省にちゃんと積立金があるんです。外為に20兆円あるし、それから国債整理基金にも11兆円もあるし、財政投融资資金にも3兆1,000億もあります。合わせると44兆円もあるんです。こうしたときこそ、こうした積立金、埋蔵金を取り崩すというのが政治ですよ。100年に1度の経済危機だから、そんな積立金ためておいていいわけがないでしょう。決算調整資金というのがありますが、そこに一本化して、決算調整資金を改めて、これを、地方自治体が行っているような財政調整基金というのがありますけれども、財政調整資金として、年金や保険以外の特別会計の積立金をそこへ全部一本化すると。そうすると、45兆円あります。それを、税収が減った分にしっかりと充ててやっていけば、何ら問題はない。まさに、そうしたことで全体的なことも取り組んでいけばよいと思っています。

そして、細かいことで申し上げれば、暫定税率を廃止して、ガソリン税のようなものを、環境税を創設するようなことをやるということは、全く政治的なセンスがないという話であって、これは絶対やるべきではありません。それこそ、もしそんなことをするんだったら、先ほど言われたように、違うお願いをしたほうが何ぼいいかわかりません。私は、積立金を取り崩せば十分間に合うと思っております。

それから個人所得課税であります。先ほど峰崎副大臣の話では、民主党の考え方が所得控除から税額控除だと。これで言い訳しているにすぎない。やっぱり、高額所得者の最高税率を上げる、これが大原則ですよ。それを何で下げるんですか。下げる必要は全くありません。

何のために、レーガン税制のようなフラット税制はだめだと言っているでしょう。累進性をしっかりと確保すると。そのためには、最高税率を復元すると。それこそ、自民党政

権時代だった与謝野馨さんだと言っていたんですよ。最高税率見直さなくちゃならないと言ってたんですよ。それが、民主党政権になってできないなんて、こんな情けないことはないじゃないですか。

そうしたことを、やっぱりしっかりやっていくべきだと。それこそ証券税制も改めて、しっかりと高額所得者からはちゃんと税金をいただくような税制改正をやるべきだと思います。

○・・・議員

連日にわたりまして、副大臣、政務官の皆様、ありがとうございます。

私からは、1点だけでございますが、成年扶養控除の件です。前回の会議で、およそ500万人が対象になるというお話がございました。そのうちのおよそ1割の50万に對しましては障害をお持ちの方であるということで、何らかの手当を講じられるということだったかと思えます。

先ほど、そうした峰崎副大臣の方から、それ以外については職業訓練を手厚くしたりというようなことも考えているというお話があったかと思うのですが、この残りの450万人のうち、本当に働きたくて働けない人が一体どれぐらいいて、例えば年金もらうまでお年寄りを、親を扶養に入れていたりとか、それぞれいろんな事情があると思うんですが、どれぐらいのボリュームで450万人の内訳がなっているのか。それに対して、私は成年扶養控除は廃止すべきではないと思っておりますが、それに対する現物給付的なものじゃなくてサービスの部分も含めて、具体的に数字をもとに、これぐらいのボリュームでこういう政策を講じるんだというものがしっかりとないと、廃止をしたときの国民の皆さんのご理解はいただけないんだと思うんです。

その点についてお聞かせいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○峰崎財務副大臣

これは、保険料にも絡んでくるんです。今から何年前でしょうか、老年者控除、あるいは公的年金控除が変わったときとか、あるいは所得税から住民税へ税源移譲をして住民税を10%にフラットにしたときにも同じようなことが起きたと思うんですが、実はその所得が、それぞれの国民健康保険料の算定基礎になると。それもまた各都市によってまちまちなんです。国民保険料総体は変わらないけれども、新しく保険料を負担しなきゃいかん人が増えたら、今まで払っていた人の分がその分減るとか、そういうやや複雑な所得の変更に伴う保険料への影響と。これが大変シビアな問題として出てまいりますので。今日、

資料を出しているかなと思ったら十分な資料を出していませんが、たしか厚生労働省と文部科学省が関係してくるんです。文部科学省の様々な措置に対して、例えば、奨学金の問題なんか、それが全部で関連して21項目だったと思いますが、あるので、ここは本当に慎重に判断をしなきゃいかんと。何だか私たちの保険料まで上がってきちゃったねというようなことが結果として起きて、それがなかなか誤解を受けないように十分してやっていかなきゃいかんねということは、ご指摘のとおりなので、ぜひそういうことが起きないように、どのようにある意味では措置をとっていかんかということをしっかりやる。

増税のメッセージというものは、なるべく私たちも今回の税制改正では出さないようにと、こういうことで努力をしてきたつもりでございます。特に租税特別措置のところは、そろそろいいのではないかなというふうに思ったわけですけど、中小企業に対する対策だとかそういったところは、今回はあまり大きな手をつけなかったというのが実情でございます。

それから、率直に申し上げて、先ほどのいわゆる高額所得者の所得税の税率を、今は分離課税になっているために、この分離課税を総合課税にしろということは、私たちも今度の大綱の中で理念は、我々は総合課税を目指していますと。その1段階として、金融所得の一体課税をやりながら、やがて総合課税になってきたときに税率を上げれば当然のことながら上がっていくんですけど、今は、証券税制をはじめとして、これが10%の配当課税なんです、税率が。そうすると、2,500万、3,000万を超すと、何ぼ最高税率を上げても実態がどんと下がっちゃうんです。資料をお見せしますから。

そこで必要なことは、じゃ、証券税制を総合課税すればいいんですよ。総合課税をするということについての合意が、今、得られるかということをお我々はずっと見ているわけです。そのときに、総合課税をする以上は納税者番号制度が要るわけです。

つまり、金融所得、銀行の利子、それから配当、キャピタルゲイン、土地から上がってくる配当、これらも全部総合課税にして、そしてその税率がかかっていくわけですね、経費を認定して。そういう作業をやるためには、大前提としては、そういう番号制が入って所得把握をきちっとしないとなかなかいきませんねと。とりわけ金融所得に関しては、番号制というのはすごく効くんです。私たちは、単にこれは徴税のためだけでなく、社会保障の給付のために番号が必要だということで、そういう意味で、来年度早々から、政権として我々もまだ2カ月しか経っておりませんが、来年早々から、この番号制度のプロジェクトチームを発足させて、少なくとも我々の政権が続いている間は、

これを実現させていこうじゃないか。その上で、今おっしゃられたような、いわゆる総合課税というものの条件が整う。じゃ、そこで税率を上げて高額所得者の人たちからの税をもっとたくさんとってもいいじゃないかという議論に十分耐えられますので、そういう努力を我々がしているんだということだけ、何度もお話ししたと思っております。後でまた、もしあれば言ってください。

それからあと、暫定税率の関係、先ほども大分答えております。

それから、方向性としての基本的な考え方は、私たちは今度の税制改革大綱の中に、そういう今おっしゃられたような過去の税制、自民党税制というのは一体何が問題だったんだろうか。そして、我々が目指す税制は、これからどういう方向にあるべきかと。こういった点の論点をきちんと提示して、また皆さん方にもお諮りをし、またそれを将来に向けての税制改革の基本方向をしっかりと打ち出さないかと思っております。

○古本財務大臣政務官

事実関係で、資料の7ページをご覧くださいと思います。今、控除の話が、多分、お集まりの皆さんと私もこの控除の議論に何年か前に接したときに、最初はものすごく違和感があったんです。なぜならば、めくっていただいて、資料の例えば23ページ、これは今話題になっている特定扶養控除、これは平成元年に創設されまして、当時、35万円の基礎控除だったのに、10万円上乘せして45万円で始まりました。高校生の1年生から3年生、16歳から18歳、それから大学行った方は4年間なんでしょう。もちろん専門学校に行かれた方も含めて22歳まで、この都合7年間で、大変養育費、教育費がかかるだろうということで控除を積み上げてきて、今目的に63万円までなっています。こういう積み上げてきた控除、それを少し全体をとらえると27ページの資料になるんです。

27ページの資料は、ピークが平成3年に所得税収が26兆円もありました。それがいまや15兆円。21年度は、もうご案内のとおりです、相当へこみます。それはなぜかという、累次にわたって控除を拡大してきたんです。あるいは定率減税もありました。定率減税は復活させられましたので、あのときは我々も反対しましたけれども、要は、こういう控除を入れてきたことによって、実質的に、実は累進性を緩和してきたんです。最高税率の話もございましたけれども、さらに35ページをご覧くださいますと、このブラケットという税のボックスの幅を、昔は複数の段階があつて面的に広くとらえていたものを、現在は6段階です。

ざっくりいいますと6段階で、かつ面的にこういうふうになってきているという状況の

中で、37ページ、ちょっとお付き合いいただきたいと思います。夫婦に子供2人の世帯があったとして、高校生のお兄ちゃんかお姉ちゃんかには特定扶養控除が入っています。中学生の弟か妹かには扶養控除が入っているとすれば、325万円が課税最低限なんです。この325万円で所得で暮らしておられるご家庭があったならば、所得税はゼロです。じゃ、どういう所得の分布になっているんだろうかということを見ると、これだけ控除されますから、税はゼロです。

分布表を、41ページをご覧いただきたいと思うんですけども、現在、日本の所得税の4割を支えている、これは去年の税収ですけども、4.8兆円を2%の人が払っています。ですから、ここをもっと痛めろというご指摘なんだと思いますけれども、もしそれをもっともってやっていると、多分、日本に住まなくなるおそれもあります。

年収900万以上の日本のいわゆるサラリーマンの働いておられる方々が、要するに2%でこれを支えていると。他方で、この330万円までの方も支えていただいているんです。これが、約2.6兆円、約2割を支えていただいているんです。

ですから、こういう今、日本の所得税を支えていただいている構造がある中で、先ほどの話に戻ります。7ページをご覧いただきますと、若干、この控除の議論をすると、何となく控除がなくなると、当然増税になる人が出るんですけども、より所得の高い人ほど控除は効いてくると。この基本は、ぜひご理解をいただきたいですね。

その上で、今、提案しているのは、大体どのくらいの方が対象になるんですかというお尋ねでございます。納税者ベースで310万人、そして被扶養者ベース、そういう23歳から69歳までの、結構あると思うんですよ。ご年配の方で50歳の妹を60の兄貴が扶養しているとか、いろんな事情があると思うんです。その中で、この障害を有する方、介護を受けている方、難病の方、病気や交通事故で長期入院されている方などと書いてあるんですけど、ポツの上3つについては、今もう既に公的な認定を受ける要件がありますので、そういう方々については引き続き、そして病気で働きたくても、ちょっと会社に行けばまた家に引きこもるという方も大勢いらっしゃると思うんです。そういう方をどうやって認定していくかというのは、今、詰めるんですけども、こういった方を公的に認定していった前提で、これはポジティブリストなんです。約50万人いらっしゃるだろうという前提で、ここをいわゆる税額控除で行います。ですから、税金はかかりません。ここは大丈夫なんです。

問題は、下の大きな長方形なんですけれども、ブルーの線でありまして、これが30万

人。これが40万人。この70万人の方々を除いた190万人がおそらくご懸念の対象になってくると思います。母数です。こういうイメージでちょっとつかんでいただければというふうに思います。

〇・・・議員

いいですか。すいません、今の説明もいいんですが、わかりますよ、そういうことは。そんな国民の皆さんにわかってくれといたってわからないですよ。だから、増税のイメージを出さないでくださいと言っている。

申し訳ないですが、一生懸命やってくださっているのはよくわかるんです。しかし、今、税調の議論の中でどんどん出てきて、国会等の日程等で、この会議、私は初めて出させていただくんですが、出てくるメッセージは、こんな経済状況の中で何で増税するのかと、そういうことなんです。今のご説明は、多少はこの頭でも何とか少しは理解できる部分もあるんですよ。でも、そんなことをゆっくり説明できないですよ。こういう経済状況の中で何しているんだということになるんで。

それで、さっき峰崎副大臣がご説明いただいた3年前の税源移譲のときに起きた混乱、実はあれが自民党政権崩壊の大きなきっかけだったと私は思います。あのときに、役場に高齢者の皆さんがみんな押しかけた。どうなっているんだと。保険料や何やらに全部はね返ってきて大変なことになりました。そして、若い人たちも、住民税払えないというぐらい請求が来ると。そういう影響が全部出てくるんですよ。

だから、それは、もちろん将来的にきちんとやらなければいけないのはわかります。しかし、今のこの経済状況の深刻さを考えたときに、間違ってもそういうメッセージが伝わるような税制改正だけは絶対やめていただきたいということなんです。その難しい説明を聞きたいわけじゃないんです。すいません。

〇・・・議員

すいません、ご丁寧なご説明をいただいてあれなんです、確かに控除から手当の原則で子ども手当も出てきました。それは低所得者に恩恵がないからしっかりとそうしていこう、同時に給付付き税額控除の議論もしていこうということで進めてきた経緯は、よく私も理解はしているつもりです。

しかしながら、先ほど私が伺ったのは、その対象者の中で、例えば働きたくて働けない人が何人いて、それに対する手だてで、例えばこういうことをこれぐらいの予算のボリュームを持って、すべての人に恩恵が行き渡るようにできるのかどうか。そういうことも含

めて、しっかりとしたデータがあつて制度設計をしていらっしゃるのかというのを教えていただきたいし、むしろ、今、・・先生もおっしゃいましたが、これだけ景気が悪い中で、成年扶養控除の恩恵を、やっぱりそれでも広く薄くは行き渡っているわけですね。それを外して、それを上回るきちとした手だてが講じられているという実感を、この苦しい状況にある中で、国民の皆さんが得られるかどうかというのは、やはり非常に大事な点だと私は思っております。その点、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

○渡辺総務副大臣

じゃ、先ほど、最初の質問で、要はどういう実態なのか、ここに書いてある、家事手伝いや家族の介護をされている方や、あるいは失業されて職を探している、どういう分布になっていますかと、どれぐらいいるかということですね。

これについての資料は、総務省のほうで扶養控除の対象となる者の現状というのがあります。ただ、その理由は書いてはございません。11ページですね。これは、ただ34歳まででございます。これも平成19年のデータ、就業構造基本調査という中であります。11ページに「病気・けがのため」から始まって。21ページに、急遽この議論が出てきたから総務省が政令市と一般市で、A、B、C、Dと、ここに抽出調査をした結果がございますが、その内訳については、どの町がどれだけという全国的なデータは、現在、詳細はありません。ですから、実態も救済の具体策もまだでき上がっていないではないかということだと思ふんです。ご指摘はもっともだと思っております。

○峰崎財務副大臣

ちょっと待ってください。この点は、私が冒頭申し上げたように、基本的な原理というのは、所得控除から税額控除、さらに給付へと、その給付は現金であるのか現物であるのか、言うならば、そういう今までの税の中において、いわゆる累進性の問題もございました。それから、こういう控除の問題もそうですが、そういうやり方を通じて社会保障政策をある程度やろうとしたわけです。私は、その部分の累進性の問題は残っているし、また将来、強化してもいいと思っているんですが、この控除の効き方が、先ほど古本政務官が言ったように、高額所得者になればなるほど有利になる、所得控除というのはそういう性格を持っているから、これを一定の税額に切りかえて、それを給付に変えたり、あるいはサービスに変えたりしましょうという考え方で、私たちは扶養控除、あるいは配偶者控除、様々な所得控除をこれから見直していこうとしているわけです。

こういう大きな流れだということを理解していただいて、ただし、今回は子ども手当と

いうものが出てきて、子ども手当に変わるがゆえに救われる層、これはゼロ歳から15歳です。ところが、23歳から69歳までのところは、どうにもなかなか救いにくいというのが今申し上げたところです。50万人は障害者とか難病の方々で、これはポジティブリストに載っている。それから、今まで税がかからなかった人は今までどおり免税、そして少し段階的に減らしますよというのが何十万人かいる。しかし、どうしても減らさない人たちにとってみると、あの人たちは手当が出るのに、私たち何も出ないのに減らされるだけじゃないのということしか見えないかもしれない。しかし、今後、見ていただきたいんですが、損得勘定の問題で言うよりも、これは何を私たちは考えているかということ、これからは社会保障を通じて貧しい人たちや、あるいは様々な人たちをユニバーサルに救いましょうということで、7ページの一番右端を見てください。年金、障害者自立支援、高額療養費制度、介護支援、奨学金、就労支援、失業対策、高齢者就労・雇用確保支援など、こういう社会保障支出を充実させていくことに、我々はそういう財源を振り向けましょうよと、これが実は基本にあるところなんです。

今回は、そうはいつでも、今おっしゃられたように、やっぱり損得勘定じゃないですけども、私たちは減らされて、それが子ども手当に行くのは、私たちはとても認められませんという人が出るかもしれません。そういう意味で、どうやったらこの人たちが救えるかということは、今のような意見でやるべきでない、ここはやるべきでないというのは当然出てきます。やるべきでないという議論になったときには、4,000億円の財源がこれで、ある意味では見込まれていたんです。これは計算したら地方税、国税で成年控除が出てくる。そうすると、その財源を含めて、これはマニフェスト項目に影響してまいりますから、他の財源も含めて、どうやってまた出すかという問題もある。それは全然構わないんですよ、そうなっているとして。

だから、そこをできるだけ、救えるだけ救ってみてやれる方法はないかどうかということ、今、検討中です。それが、出してみても、やっぱり今回はこの層はやめたほうがいいねとなるか、いや、そういうふうに救えるのなら、ここは決して国民の大きな不満をもたらさないねというものができるのか、そこは今ちょうど検討中だということだけ申し上げて、なるべく増税というか、国民の目から見ても、いや、そんなことならやめてくださいよと言われなようなやり方を、今回はとらなきゃいかんなど思っておりまして、ちょっとそこは時間が欲しいなというのが率直なところでございます。

〇・・・議員

一言だけすみません。わかるんです。ただ、最初に手をつけるところなのかどうなのかということが1点と、先ほど渡辺副大臣がおっしゃってくださいましたけれども、実態すらよくわかっていない中で、それをフォローする制度というのは当然できないわけですね、実態がわからない中で。であれば、やっぱりそこをしっかりと把握をした上で、検討の俎上にのせていただきたいというお願いです。

○峰崎財務副大臣

今の点、非常に重要な点なんですね。この白い層は、どういう人たちがいるかわからないんです。今の社会は複雑化しているし、家族の共同体や、あるいは地域の共同体や、あるいは企業における福祉が崩壊しているということですから、どんな状態かわからない。これは、おそらく社会保障の制度を、いろいろな網をかけていっても、なかなかわかりにくいということだと思うんです。

ですから、そういう意味で、じゃ、所得控除で救っているのは十分救えているんだろうか、所得控除が効いてくるのは、先ほど申し上げたように、税金を払っていない人じゃないんです。税金を払っている人の所得控除の、最低5%で、地方税を入れるとまた変わってまいります。年間1万9,000円なんですね、5%の人は。3万3,000円の半分ですから1万6,500円かな。10%の人は3万3,000円。こういう方々がそれでもって、實際上、ある意味では救済し得ている分野を、やっぱりある意味では社会保障給付でどういうふうにしたら、網の目を張って、その方々のセーフティーネットを張れるのかというのが、なかなか十分つかめないというのが率直なところで、おっしゃっていることは、我々も頭の中で十分わかるんですが、今まで所得控除で救えているように見えたけれども、実はそれでも救えていない人が現代社会の中にたくさんおられる。かといって、所得控除をとる必要ないじゃないかというのはよくわかるので、そこをどうやったらいいか、ちょっと考えさせてくださいということを行っているわけです。

○・・・議員

全くね、要するに自民党時代と変わらないのよ、答えが。私らも委員会で質問しても、レーガン税制を褒めてみたり、竹中みたいに金持ちが外へ行っちゃうなんて言ってみたりね、大企業がと言ってみたり、そんなことはあり得ないんだから、これ。しっかり直してもらおう。

それから、「不公平税制をただす会」の人に来てもらって、この政策会議で一度、話を聞いてみましょうよ。ぜひ、そういう提案をします。

○・・・議員

扶養控除に関してちょっと質問なのですが、私の記憶が正しければ、扶養控除の廃止は、子ども手当を満額支給にしたときに議論しますというふうにマニフェストの解説、候補者手持ち資料に書いてあったんですよ。来年は半額支給ですから、そもそも扶養控除はそのままですよと、私はそのように選挙のときに説明したんですね。初年度は半額支給ですから、扶養控除はそのままなんですよと、だから心配しないでくださいねとみんなに説明していた。それが今このような状況になっているし、今、副大臣のご説明を聞いていても、だれが不利益をこうむるのかよくわからないと、よくわからないのであれば、それはもうちょっと厳密に議論をしてから、それこそ満額支給になるときに、きちんと議論をされるべき事柄なのではないかということをおし上げておきます。

さらに、実は今年度の税収が37兆円になりそうだと。かつて、今まで、まだ年も明けてないのに、その年度の税収が幾らになりそうだななどということをおしを政府が言ったことはおそらくなかったんじゃないかと思うんですが、まだ12月の頭なのに37兆、36.9兆とか言っているわけですが、これは実は恐るべき数字で、日本の今の名目のGDPは470兆とか475兆とか言われていますが、475兆とか470兆で37兆が税収ですと。昔、税収が37兆あったときの名目のGDPは幾らだったんだろうと思って調べたら、名目のGDPは350兆なんです、38兆のときのGDPは。これは何でなんだろうかと。そもそも税制自体に、ものすごい歪みが生じているのではないかということが、これは本当にきちんと議論されなければならない問題だと思いますね。

そういう中で、暫定税率、また最後は暫定税率に行くんだけど、暫定税率の廃止について、温暖化対策税はちょっと無理そうだねということになったら、今度は一部の新聞では、何か名目はわからないけれども、とりあえず「新税」と書いてあったけれども、とにかく税収が足りないので、とりあえず取っておくみたいな議論が税調でされていると書いてあったんですが、これはもうちょっときちんとした議論をすべきではないかと思いますね。

さらに申し上げれば、渡辺副大臣や小川政務官、民主党の道路行政の改革に関する中間報告というのを、野党時代に、これは私が責任者で通しているんですけども、暫定税率廃止後の本則税率については地方税化すると書いてあるんですよ。これは野党時代のネクストキャビネットを通してはいるんですからね。そういうことをちゃんと総務省も調べて、きちんと主張するようにしてもらわないと困ります。これは要望をおし上げておきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

本当にすごくいいことを指摘していただいて、38兆円の税収のときにどれだけのGDPだったのか、350兆ですね。所得税というのは、労働力人口が減っているんです。そうすると、それだけ減っていきますよね。社会保険料負担が増えていきますよね。そうすると、それは全部控除されていくんです。そうすると、社会保険料は上がっていく、それから労働力人口は減っていく、そうすると、必然的になると同時に、そこにデフレがかかってくるんですよ。デフレがかかってきて、日本の賃金というのは、給与水準、所得というのは固定費だと思われていたのが、最近では変動費だと。

そういう意味でいうと、所得税が減税政策によって減っていくものもあるんだけど、もともと20世紀の後半に少子高齢社会を迎え、そしてデフレの時代を迎え、そして社会保険料が高くなっていくような、そういう時代は、おそらくこれはずっと所得税という税収は、あまり伸びていかない税収じゃないかと私は見ているんです。

そういう意味で、増やしたい、だから労働力人口を増やさなきゃいかん、もっと働いてもらう人を増やさなきゃいかん。それから、景気がよくなったら税収が上がっていくような構造にしたい、こういうのは私も、もちろん思っているんですが、もともとやはり所得税というのは、どうも重化学工業時代に生産労働者がしっかりして、働いて、残業して、そして一家を支え、人口が増えていった時代、そのときにおそらく超過累進税制というのが効いて、非常に豊かな税制を誇った基幹税だと思うんですが、これからの時代は、おそらくそこはあまり伸びていかないんじゃないかと、私自身は見ているんです。

これは、いや、もっと伸ばす方法ないかということを考えなきゃいけないんですけども、少なくとも今おっしゃられた点に関していうと、そういう要素が非常に大きかったんじゃないかと私は見ておるんです。これは答えになったかどうかわかりませんが、とりあえずあとは地方税の、小川政務官の方に代わりたいと思います。

○小川総務大臣政務官

暫定税率以下の部分、本則の部分、また改めて検討させていただきたいと思います。それで……。

○・・・議員

いや、ネクストキャビネットのときには、「地方税化」と書いてあるのにみんなが了承しているんだからね。

○小川総務大臣政務官

わかりました。私ども隊長に一生懸命ついていった日々を思い出すような、ありがとうございます。本当に諸先生方のご意見をずっとお聞きをしながら、改めて、私ども、本当日々実務に当たって、悪く言えば実務に埋もれている、それは本当に改めて、洗い流さなきゃいかんなど、改めてそう思いながらお聞きをしておりました。

ただ、一方で、いろいろなことを現実のものに乗せていかなきゃいかんということからしますと、ただいま子ども手当満額支給に必要な財源が5.5兆円ということで、扶養控除と配偶者控除を全部廃止しても1.4兆円しか出ないという中で、これはまれに見る増税公約項目であります。今おっしゃったとおり、来年度は子ども手当、半額支給です。今年結論を出して、来年、法改正したとして、効いてくるのは所得税に関しては23年分から、つまり満額支給に移行してからなんです。住民税はさらに翌年課税になりますので、24年度分からということで、ここばかりは満額支給との関連でいいますと、何とか今年中に結論を出して、来年、法改正しても間に合わないという状況を前提に……。

○……議員

いや、だから僕が言いたかったのは、扶養控除をいじったとしても、それが効いてくるのは23年度からですよということをちゃんとと言わなきゃだめですよということなんです。

○小川総務大臣政務官

そういうご主張だとしたら、そのとおりです。所得税は23年分、住民税は24年度分です。

○……議員

そこをちゃんとまず言うということが大事だということです。

○……議員

先ほどの峰崎副大臣の言ったガソリン、燃料価格を高くする1つの理由として、電気自動車等に誘導する要素があるんだということをちらっと言いました。ガソリン価格と消費量の説明に窮した人は、よくそれを言います。ただ、今の、例えば電気自動車の価格、性能は、高いガソリン、燃料代の高いガソリン車の代替にはなり得ません。よくテレビなんかで、いや、中国の田舎に行けば20万円の電気自動車が走っているじゃないかと言いますが、あれは車ではありません。日本の公道を走れる車ではありませんし、そのところは、ぜひ、峰崎副大臣が言ったんで、あえて私は言いましたけれども、そういうことを言う人がいますけれども、本当にそうなのかというところを徹底的に調べていかないと、私は、言い方は悪いですが、だまされる可能性があります。それだけ言いたいと思います。

○峰崎財務副大臣

自動車の専門家からご指摘を受けると、私自身もその点は十分よく存じていませんのであれですが、ただ言えることは、これまで難局に迫られて、やはり経済構造というか、新しいイノベーションが起きているんだと私は思うんですね。

そういう意味で、我々はやっぱりこれからを考えたときに、この難局を乗り越えて、価格が上がることによる難局だとか、規制が強まってくる難局だとか、そういうものにチャレンジして、そして失敗もするかもしれないけれども、やはりそこを乗り越えていくという、それがおそらくイノベーションの源泉じゃないかと私自身は思っているんですが、もし何か余計な……、刺激して何か変なことを言っちゃったかもしれませんが、私自身はそういうふうを考えております。

○・・・議員

排ガス規制で苦しんだのは自動車会社なんです。だから、自動車会社が苦しんで、新しいものに挑戦するのはいいんです。ただ、この燃料代を高くすることによって、電気自動車に切りかえろという理屈は、高い燃料代を使うのはだれかと、それは地方で生活している人なんです。

その人たちに負担をさせておいて、いや、将来的には電気自動車が普及すりゃ、25%削減になるからいいんじゃないかという理屈は、私は明らかに間違っていると。

○峰崎財務副大臣

そういう理屈で言ったんじゃないんです。まずさっき言ったように、中長期的にどういうふうに展開していくかということを考えるべきだということで見ているんです。ですから、これは、為替相場なんかはいつもそうなんですけれども、為替が360円時代に適応した日本の産業と、120円時代に落ちた産業と、80円時代に、今下がっています。これは為替の転換というのは、日本の実力を表して、それで難局になって、そこに対応できる産業構造が新しくできてくるんだらうと思うんですね。

ですから、私は短期的に言っているんじゃないんです。短期的には苦しいですよ、それは。短期的には高い自動車になるかもしれない。しかし、中長期的に新しい代替するイノベーションが起きて、そこを、人間というのは英知を発揮して、工夫して、新しいものを作り上げていくという道がやはり我々の道じゃないかと思っていますので、今のご指摘の点は、私もさっき申し上げたように、当面そのとおりだと思うんですが、中長期的にはそんな感じを持っておるんですよ。これはまた、論争になるかもしれませんが。

○・・・議員

ちょっと最後、手続的なことをお聞きしたいんですけども、当初は11日に税制大綱を、もう出たかもしれないんですけど、発表するということがあったんですけど、最終的にはどうなるのかということですね。暫定税率については、上に上がっているとかということも報道で出たりするわけですけど、上に上がっているというのは、何をもって上なのか。だれが決めるのか、いつ、どこで決めるのか。それは、我々も傍聴できるのかということですね。それは、偉い人たちに勝手に決められてもらっちゃ困りますから、それは、もし変なことを決めようとしたら、言わなきゃいけないですから、これは本当に厳しい経済状況ですからね、そこはちょっと教えていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

冒頭で、私の方から11日に税制改正大綱をまとめるという話は、党の方の動きもありまして、また今申し上げたような暫定税率の問題とか、環境税の問題とか、今の子ども手当に関連する扶養控除の問題とか、そういったこともあって、ちょっとこれは延ばさざるを得ないということで、来週中には実現できるだろうと思いますが、それは日程的にいつなのかということ、まだ確たるものは言えません。

それで、お話がございましたけれども、暫定税率などはどこで議論しているんだと、これは税制調査会で議論しました。しかし、この問題については環境省とか経済産業省の大臣も含めて、5大臣協議というところがありまして、そこはちょっと税制調査会の枠を超えております。そこでかなり議論をされて、最終的には決まるだろうと。それが税制調査会にまたおりてくるだろうと思います。

率直に申し上げて、こういう会議、おそらく税制調査会はこれで4回目ぐらいになると思うんですが、もう一回は必ず開かなきゃいけない、最後のまとめに向けたときに、皆さん方にご報告申し上げ、また了承も求めなきゃいけないと思っているんですが、しかしここは、そこをいただいて、最終的には税制調査会、総会、税制調査会の会合で決めさせていただいて、鳩山総理に答申を返すという手続はしっかりとりたいと思っていますし、残念ながら、そのところ、傍聴というのは、記者の皆さん方は税制調査会の総会は自由に入っておりますので、オープンな場でやってきたつもりでございます。いろいろな意見がございましたら、私どもの方にまた言ってきていただくなり、どなたでも、委員会に属しているかわかりませんが……、あつ、委員長ですよ。

○・・・議員

国交委員長です。

○峰崎財務副大臣

委員長ですから、堂々と国交の方の政務三役に言っていただければと思っております。

○・・・議員

その5大臣協議の日程なんていうのは、固まっているんですか。

○渡辺総務副大臣

正直言って、いつ5大臣会議をやっているかも、我々も知らないんです。記者さんから、「実は今日、昼間、こんな会合があったんですけど」、「いや、初めて聞きました」ということばかりなんですね。おそらくこれは国家戦略室だろうなと思いますね。もし、中心となるところは、要の部分は。ただ、それは最終的には総理がご判断されることだと思えますけれども、残念ながら今日は国会閉会もあって非常に少ない人数でございましたけれども、ぜひまた次回、皆さんにお声かけていただいて、闊達な議論をして、我が国を思い、我が党を思い、我が方の鳩山政権をどうすると、いつ、どうしたらいいかということをご皆さんで本当に本気の議論をするような会を、要求があればぜひ開きたいと思って。ありがとうございました。

○・・・議員

いや、5大臣協議があつて、税制調査会に協議の結果が下りてきますと、その中間でこの会議をやってくださいね。

○渡辺総務副大臣

できるだけそうなるように努力します。

○・・・議員

とにかく、本当に税は国家ですし、公平性とか公正性がものすごく問われる議論だと思うので、そういう一部の人たちだけで、それこそ自民党税調のインナーサークルみたいに、どこで開かれるかわかりませんって、まさしく自民党税調のインナーサークルみたいな話で、そんなこと絶対許されないので。だから、そこに僕は文句を言う気はないです、権限を持っている人たちだから。けれども、きちんと、ちゃんと最終的に決める前にみんなに諮ってくださいねということです。

○峰崎財務副大臣

過去、これで4回目です。また、さらには、副大臣が言ったとおりです。それで、自民党のインナーと違うということは何回も言っています。我々はここで決めたことは、国会

で責任を持って答弁しなきゃいけません。インナーの人たちは答弁したことはないんじゃないでしょうか、その年に。そういう意味で全然違いますから、そこだけはしっかり押さえておいてください。

○・・・議員

所得控除から税額控除、そして手当という、この方針は、私、税調会長をやらせていただいているうちに決めた方法、方向であったと思いますし、そのことが現代社会において、なお一層必要になってきたということは、まぎれもない事実でありますから、そういうことをきちっと守っていくということ。それから、やはり「コンクリートから人へ」という、この友愛の心みたいなものを税制の中でのじませるといふか、そういうことに説明も含めて工夫をしていただきたいと思います。

先ほどから、いろいろと税率の問題も含めて、悩ましい議論がなされておりましたが、この議論はとても大事なことだと思って、私も質問者のおっしゃること、答弁をされている方、両方とも大変感心しながら聞かせていただいたんですが、その悩みを持ちながら民主党もやっているという姿は、とても尊いことだと思っています。

納税者番号に最終的にしなければ、包括的に所得を把握できないというこの原則は持ちながら、そこへ行くプロセスの過程の中で、どういう苦勞を今しているかということだと思っています。ぜひ、それらのことを国民の皆さんに、よりわかりやすく説明していただきたいと思っています。

私はたびたび、1人法人のオーナー課税の問題もたびたびうるさく申し上げて恐縮だったんですが、先ほどのご答弁で納得しているわけではないけれど、あれも自民党時代に、やはり中小企業の経営者の皆さんはだまされたと思っていること、それをごまかすために800万を1,600万にしたりとか、いわゆる方法論で糊塗してきた。しかし、結果的に新規の人に適用するんですよ、前からの人には適用しないんですよみたいなことを言ってごまかしてきたこと、そのことが反発をより加速させているわけですから、民主党の税調は、そういうごまかしはなしだということを、やはりきっちり貫いていただきたい、そういう意味で大変微妙な綱渡りをしていると思うんです。マニフェストを実行しなきゃいけない、財源をひねり出さなきゃいけない、そのためにはこういうところには増税になる部分が出てくる、これらのことをごまかさないと、そのことがとても大事だと思っていますので、そのことをぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございました。そのほか、ご意見いいでしょうか。

では、定刻まであと5分ぐらいありますけれども、これにて終わりたいと思います。また次回はご案内させていただきます。どうもありがとうございました。